

1963年9月26日(第4日目)

1. 開議並に散会時談(午前11時12分 ~ 午後4時56分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 葵太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次 信盛	5番	石川 真大	6番	仲村 春泉
7番	稻嶺 正辰	8番	石田 英正	9番	安里 安昉
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇昌
13番	伊佐 真待	~	~	15番	官城 盛昌
~	~	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波 藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 16番 宮里 敏行

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 葵太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次 信盛	5番	石川 真大	6番	仲村 春泉
7番	稻嶺 正辰	8番	石田 英正	9番	安里 安昉
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇昌
13番	伊佐 真待	~	~	15番	官城 盛昌
~	~	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波 藏清次郎

5. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 16番 宮里 敏行

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 助役 梶 真 徳 総務課長 松川 正 徳

1963年9月26日(第4日目)

1. 出席者に観会時談(午前11時12分 ~ 午後4時56分)

2. 出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 登太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天久 登太郎
4番	安次官 登 信	5番	石 川 真 六	6番	比 嘉 定 亮
7番	和 敏 正 景	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 助
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇 吾
13番	伊 佐 真 寿	~	~	15番	官 敏 雄 昌
~	~	17番	伊 佐 真 寿	16番	中 屋 幸 助
19番	式 島 行 男	20番	伊 佐 真 寿	21番	古 川 藏 清次郎

3. 欠席者は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永 16番 官 里 敏 行

4. 出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 登太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天久 登太郎
4番	安次官 登 信	5番	石 川 真 六	6番	比 嘉 定 亮
7番	和 敏 正 景	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 助
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇 吾
13番	伊 佐 真 寿	~	~	15番	官 敏 雄 昌
~	~	17番	伊 佐 真 寿	18番	中 屋 幸 助
19番	式 島 行 男	20番	伊 佐 真 寿	21番	古 川 藏 清次郎

5. 欠席者は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永 16番 官 里 敏 行

6. 軍用対白地帯第61条の規定により、機密説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲 村 喜 永 助 官 里 敏 行 官 里 敏 行 松 川 正 毅

82

建設課長 島袋 昌彦 民生課長 当山 全吾 水道課長 国吉 真義
 住民課長 伊村 春信 経済課長 沢し 安一 財政課長 奥田 博俊

7. 議会事務局出席者

局長 宮坂 光雄 書記 熊野 毅 島袋 真白 知念 春光

8. 議事日程は次の通りである。

- 目録第1. 議案第37号 個定資産評価員の選任同意について、
- 目録第2. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について、
- 目録第3. 議案第38号 給水調整の改善に伴う財産取得について、
- 目録第4. 議案第4 陳情第3号 比叡川良稿の復旧策、設方調整について

建設課長 島袋 昌寛 民生課長 山田 登吾 水道課長 西吉 真義
主任課長 伊村 泰信 経済課長 沢し 安一 財政課長 奥野 行俊

7. 調査事務加出届書

調査員 宮城 光雄 調査員 島袋 真白 加出 野光

調査内容は次の通りである。

- 日程第1. 議案第37号 個定資産評価員の選任同意について、
- 日程第2. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について、
- 日程第3. 議案第38号 給水顧客の移管に伴う財産取得について、
- 日程第4. 議案第4 陳情第8号 比屋川良稿の復旧、設方陳情について

議 長～出席18名、欠席4名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より開議を開きます。
(午前11時12分)

議 長～目録第1、議案第37号、固定資産評価員の選任同意についてを上程致します。賛成をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～固定資産評価員の欠員で今後その選任を致したいと思ひまして、今ここに掲げてあります。如の比嘉盛光氏へ智くんを哲さんに選任することを、御同意を得たいと思つて提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～答弁は、人事に関する問題でありますので出来るだけ~~手~~手取り的によも結構でありますから、市がこの固定資産評価員を選任するにあたりまして選任の同意を求めるにあたりまして、当然、款第84条の二項に基づいて提案されたと思つております。そこでこの選任を致したいと思つておられることに掲げた比嘉氏が、第84条の2項に定める固定資産評価員に關しての知識と経験があると云うことを議案が納付出来る様な説明をお願い致します。

市 長～固定資産評価員の最も大事なことは、公定にそしてその能力として尤もその仕事をばたしうる様な知識と能力を有する者でなければいかんと思つてあります。一応比嘉くんの学歴を申し上げますと、57年の11月に最初選挙管理委員会の職員として採用になつて、よく年の58年の3月に財政課の職員に採用され、59年から今月まで固定資産評価員の補助員として勤めて来て今までやつてもらつています。本人の性格も非常に手取りで、性格にこれを評価して責任をばたしうるものと認めまして、提案した訳であります。

5 番～固定資産の評価員の補助員としてやつて来た訳でございますね。その評価と云うことになりますと、その負担する義務も仕事も相当なものになると思ひますが、現在その~~固定~~固定資産評価員に選任したいと思つている。比嘉さんは、その仕事以外に何か後述の仕事を受けておられますか、兼任しておられますか、固定資産評価に關する仕事に専~~任~~任しておられますか、それともそれ以外の他の仕事も負担をさせられておられますか。

市 長～身の上は後述の財政課の職員として、兼任の形になつておりますけれども、実際の仕事は、もつぱら固定資産の評価に當つておられる訳であります。

5 番～固定資産評価に關する仕事に専~~任~~任出来る様な現在の立場でありますか。

議 長～出席17名、欠席4名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より開議を開きます。
(午前11時12分)

議 長～日程第1、議案第37号、個定資産評価員の選任同意についてを上提致します。書読をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～個定資産評価員の欠員で今後その選任を致したいと思ひまして、今ここに掲げ者あります。尙の比嘉盛光氏を憎くんを皆さんに選任することを、御同意を得たいと思つて提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～答弁は、人事に関する問題でありますので出来るだけ手ユウ象的にでも結構でありますから、市がこの個定資産評価員を選任するにあたりまして選任の同意を求めるにあたりまして、当然、法第84条の二項に基づいて提案されたと思つております。そこでこの選任致したいと思つておられるここに掲げた比嘉氏が、第84条の2項に定める個定資産評価員に關しての知識と経験があると云うことを議会在が納得出来る様な説明をお願い致します。

市 長～個定資産評価員の最も大事なことは、公定にそしてその能力として充分その仕事を果たしうる様な知識と能力を有する者でなければいかんと思ふ訳であります。一応比嘉くんの学歴を申し上げますと、57年の11月に最初選挙管理委員会の職員として採用になつて、よく年の58年の3月に財政課の職員に採用され、59年から今度まで個定資産評価員の補助員として勤めて来て今までやつてもらつています。本人の性格も非常に手ユウ面で、性格にこれを評価して責任をばたしうるものと認めまして、提案した訳であります。

5 番～個定資産の評価員の補助員としてやつて来た訳でございますね。その評価と云うことになりますと、その負担する義務も仕事も相当なものになると思ひますが、現在その評価資産評価員に選任したいと思つている。比嘉さんは、その仕事以外に何か役所の仕事を兼ねておりますか、兼任しておりますか、個定資産評価に關する仕事に専続しておりますか、それともそれ以外の他の仕事も負担をさせられておりますか。

市 長～身の上は役所の財政課の職員として、兼任の形ちになつておりますけれども、実際の仕事は、もつばら個定資産の評価に當つている訳であります。

5 番～固定資産評価に關する仕事に専属出来る様な現在の立場でありますか。

3 番～現在本市において毎年1回固定資産の状況を報告することになっておりますが、これは実際行われているか、それから市町村長法第88条第3項固定資産評価員は、前項の規定による評価をした場合においては、特別で定める形式によつて速滞なく評価調査を作成し、これを市町村長^長提出しなければならぬと云うことがありますが、過去において実施されておるかどうか。

市長～今の所、これは前の議長の項からずつと市の財政状況を報告する^長となつておりますが、これが未だ実際には行われておりません。

3 番～固定資産の評価は6月までに決定しなければならぬと云う様に法でうたわれておりますが、そう云うふうには実行はしてないと云うことですか。

市長～評価の決定はやつております、例えば終局とかそう云つた調べたものを^長おさえて、いわゆる評価のやりかえですね、こう云うものは一セイには出来ませんのでやつてないものもあります。

3 番～一セイ調査じゃなくて、じやこう云う事になる訳でございませうか、法を^長見ましたら毎年4月1日現在のものを5月末日までに決定すると云うことではあります、従来の前年度の実績において、あまり変換のないものはそのまま決定して、後は一セイの調査ばかりかえていっていると、そう云う場合には、特に財産と云うこともあり得ると思ひますが、そう云う面の調査は特異その期日からはずれると云うことですか、その以前にそこで決定していると云うことですか。

市長～今の話しは、

3 番～その中に調査をして4月1日現在で5月末日までに決定しなければいかんと、その決定しなければいかんものに対して、個人個人の該当者の相続財産の決定まで全部終つていると云う考へであるのか、それとも来年度はそれだけ調査をしてから、その骨格大体おさえて、新しいものは後やると、そう云う方法でやつておるのか。

市長～法的な事柄については議員の方が結構お話しをします。

財政課長～今の御質問は、法條の活用して毎年4月1日現在の評価の決定を^長こう云うふうになつておるかと云う御質問ですが、家屋の方としましてはそのつと調査をしまして、その1ヶ年の調査が、通常次年度の課税の対照の評価額を決定すると云うふうになつておるかと云うこと、それから償却資産の方におきましては、毎年事業税の賦課のために、事業税を決定する^長の場合に、償却資産に含めて

3 番～現在当市において毎年1回固定資産の状況を報告することになっておりますが、これは実際行われているか、それから市町村税法第88条第3項固定資産評価員は、前項の規定による評価をした場合においては、規則で定める様式によつて遅滞なく評価調書を作成し、これを市町村長提出しなければならぬと云うことありますが、過去において実施されておるかどうか。

市長～今の所、これは前の議長の項からずつと市の財政状況を報告する様となつておりますが、これが未だ実際には行われておりません。

3 番～固定資産の評価は6月までに決定しなければならぬと云う様に決まっておりますが、そう云うふうには実行はしてないと云うことですか。

市長～評価の決定はやつております、例えば家屋とかそう云つた調べたものをおさえて、いわゆる評価のやりかえですね、こう云うものは一セイには出来ませんのでやつてないものもあります。

3 番～一セイ調査じゃなくて、じゃこう云う事になる訳でございませうか。法を見ましたら毎年4月1日現在のものを5月末日までに決定すると云うことですが、従来の前年度の実績において、あまり変換のないものはそのまま決定して、後は一セイの調査はひかえていると、そうなつた場合には、特に村資産と云うこともあり得ると思ひますが、そう云う面の調査は結局その期日からはずれると云うことですが、その以前にそまで決定していると云うことですか。

市長～今の話しは、

3 番～その中に調査をして4月1日現在で5月末日までに決定しなければいかんと、その決定しなければいかんものに対して、個人個人の該当者の相続資産の決定まで全部終つていると云う考へであるのか、それとも来年度はそれだけ調査をしてから、その後は大体おさえて、新しいものは後やると、そう云う方法でやつておるか。

市長～法的な事務面については課長の方が説明させます。

財政課長～今の御質問は、登録の活用して毎年4月1日現在の評価の決定をどう云うふうに行つておるか云う御質問ですが、家屋の方としましてはそのつど調査をしまして、その1ヶ年の調査が、結局次年度の課税の対照の評価額を決定すると云うふうになつております。それから償却資産の方におきましては、毎年事業税の財源のために、事業税を査定するその場合に、償却資産に合わせて

の場合に売却資産は合わせて事業費の必要調査の場合に調査をして
おります。それが過年度の償却資産としての償却の決定をする時期になつ
ております。その評価調査と申しますのは、結局償却資産の課税台帳
又は償却台帳、土地課税台帳と云ふものを、条例に示めされた通り
に作りまして、土地課税の課税台帳であると、そう云うものが調整付けら
れておりますが、今の所この課税台帳はほとんど作られておりません
だから今後は、土地は今の所名寄帳、家屋は家屋調査からであります
ので、今後はこの課税台帳の整備に刀を入れたいと思つておりま
す。

3 番～現在課税に対する弊害を見た場合に、前年度の固定資産税と今年
賦金より差はないと、まあほとんど差のないような課税をしてい
る云うようになっておりますが、そう云つた場合に毎年償却資産と云
う面で毎年ある程度の家屋においては、年々基礎において、減つて行く
のが当然だと思つて、ところがほとんどそう云うことが加味されて
いない様な課税の方法があるが、今の課税さんの答弁を聞いて、その
減に努力したいと云うことでありますので、改善されるとは思いま
すが、現在までそう云う面まで公表して課税しているかどうか。

財政課長～お答えいたします。家屋の件でございますが、家屋の調査の基準は政
府から示めされた基準がござります。その基準は、直が外かべ、
内かべ、天井、ろうさく、と、屋根とか、ひさしとか調部にわたつ
てと化学的な調査をすることになつております。そしてその条件をな
す所の割合において、それを年々に巧むて規制をする、それを補う研
究の基準がござります。その方が景観と標準と最低と云うふうに
なれて、年々に応じた規制のやり方をすることになつております。そ
れから毎年毎年の調査によつて評価をした場合毎年毎年の評価を基準
にする、これも示めされております。しかしながら、今までの課税の
標準が幾分の評価額、評価額は時価と云うことになつておりますが、
その幾分の1以下しかみられない、それで政府では市町村の課税の
標準を幾分か上げるために、市町村の課税額の、色々と施策も考えられ
ております。又土地においては、実際の評価額からおして行つた場合
には少くなくとも、7割の1、8割の1の課税しかされてないと非常
にそう云うムジユン点があるのをごさいます。それでそう云う面も、
今年、土地においては未だ評価の標準も政府は示めておりませんが
今年度一杯にその標準も示すというふうになつておりますので家屋も
土地もそれから償却資産もそう云う正しい評価をして、そして正しい
課税をして、そこから毎年毎年の評価額を調査して行きたいと、こう
云うふうに申つて行きたいと思つております。それでその課税が、あ
る程度引き上げられていつた場合には、その毎年毎年の減価償却も減
つても良いと思つて、現在は課税そのものの標準が非常に少くな
いと云うことでそう云う面はこう云うふうにしてもらいたいと云う

の場合に併却資産は合わせて事業税の事業調査の場合に調査をしており
ります。それが過年度の償却資産としての額は、結局償却資産の課税台帳
ております。その評価調査と申しますのは、結局償却資産の課税台帳
又、家屋課税台帳、土地課税台帳と云うものを、条例に示められた通り
に作りまして、今の所この課税台帳はほとんど作られておりません
れだから今後は、土地は今の所名寄帳、家屋は家屋調査からであります
ので、今後はこの課税台帳の整備に刀を入りたいところ思っております。

3 番～現在課税に対する様な限を見たとした場合に、前年度の固定資産税と今年
度あまり変わりはないと、まあほとんど変わらないような課税をしてい
る云うふうになつておりますが、そう本つた場合に毎年償却資産と云
う面で毎年ある程の家屋においては、年々基礎において、減つて行く
のが当然だと思つて、ところがほとんどそう云うことが加味されて
いない様な課税の方法があるが、今の課税長さんの答弁を聞いて、その
権に努力したいと云うこととありますので、改善されるとは思いま
すが、現在までそう云う面まで公表して課税しているかどうか。

財政課長～お答え致します。家屋の件でございますが、家屋の調査の基準は政
府から示められた基準表がございまして、その基準表は、市が外かべ、
内かべ、天井、ろさく、と、か、ひさしとか、細部にわたつた
す所の基準において、それを年々に応じて規制をする、それを補う研
究の基準がございまして、その方が最高限と標準と最低と云うふう
を分けて、年毎に應じた規制のやり方をすることになつております。そ
れから毎年毎年の調査によつて評価をした場合毎年毎年の評価を基準
にする、これも示めされております。しかしながら、今までの課税の
標準が、実際の評価額、評価額は時価と云うことになつておりますが、
それを3割の1以下しかみられない、それで政府では市町村の課税の
標準を引き上げるために、市町村の課税額の色々と施策も考えられ
ております。又土地においては、実際の評価額からおして行つた場合
には少なくとも、7割の1、8割の1の課税しかされてないといふ
に、そう云う点があるのをごさいます、それで、そう云う面も、
今後、土地においては未だ評点の基準も政府は示めておりませんが、
今年度一杯にその基準も示すというふうになつておりますので、家屋
土地もそれから償却資産もそう云う正しい評価をして、そして、正
課税をして、そこから毎年毎年の評価額を割出して行きたいと、こ
う云うふうに行きたいと思つております。それで、その課税が、あ
る程引き上げられていた場合には、その毎年毎年の原価償却も減
つても良いと思つて、現在は課税のそのものの基準が非常に少な
いと云う点で、そう云う面は、そう云うふうにしてもらいたいと云う

ように考えております

課長～書く時間あります。(午前11時50分)

課長～再開致します。(午前11時52分)

10番～何年に何回定期的に調査されておりますか、又現在まで増築の件、その他届の出ない等に対して、どういうよう調査が行なわれて来たか、今後どういうような方法でやるか、その点お伺い致します。

財政課長～家屋の届においての増築等は、ほとんど申請があれば、そのつど又実際にわかっている場合にはほとんど調査をして調査の整理につとめております。築屋も土地も、償却資産におきましても、これは重富の人が、しつかり安くしなれば、公平な課税も出来かねるところ思います。それで、今年度はそう云う家屋、土地に對しましても償却資産につきましても、課税台帳を整理する以上は、時給を見て適正な評価を一さいにやつて見たいとどう云うように考えておるのであります。

10番～現在までは定期的に、何年に何回ですか。

財政課長～今年度は、はつきりは覚えておりませんが過去の例としましては、4、5年に1回は家屋におきましては、一斉調査をやっております。

10番～今後は毎年1回のお考えでありますか。

財政課長～毎年1回の毎回の調査は不可能だとどう思っております。

10番～今先のお話しによりますと、5ヶ年に1回位しか定期的に調査されてないというお話しで、又今年も毎年は何回かは、とうてい不可能と云う御答弁でございましたが、その間に新築そのものは、今までの許可がある増築に對してはそのつど調査は出来ると思っておりますが、この増築は、いわゆる届の出ない、その後の内容の変更した物に對しては、どういふような措置を取られるか、この点をどう云うような調査で行なわれるか、もう少し御説明をお願いしたいと思っております。

財政課長～建築審査に入る地域内につきましては、建築課に図面を添えての申請がござりますので、建築課と連絡をして調査をしております。

3番～調査致しますので、御質問致します。先ほどの提案を見ますと、固定資産の評価員の選任になっておりますが、現在の課長さんの説明を聞きまして、是非本年度でも一斉調査の必要があるんじゃないかと、こう思う訳であります。そう云う考えがあるかです。その場合に結局おのずから補助員、固定評価の補助員と云う事が問題であるが、そう云任命

ふうに考えております

議長～暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

10番～何年に何回定期的に調査されておりますか、又現在まで増築の分、その他届の届ない分に対して、どのような調査が行なわれて来たか、今後どのような方法でやるか、その点お伺い致します。

財政課長～家屋の届においての増改築は、ほとんど申請があれば、そのつど又実際にわかっている場合にはほとんど調査をして調査の整理につとめております。家屋も土地も、償却資産におきましても、これは査定の人が、しつかりはやくしなれば、公平な課税も出来かねるところ思います。それで、今年度はそう云う家屋、土地に対しましても償却資産につきましても、課税台帳を整理する以上は、時期を見て適正な評価を一さいにやつて見たいと云うふうに考えておるのであります。

10番～現在までは定期的には、何年に何回ですか。

財政課長～今年度は、はつきりは覚えておりませんが過去の例としましては、4、5年に1回は家屋におきましては、一斉調査をやっております。

10番～今後は毎年1回のお考えでありますか。

財政課長～毎年1回の態での調査は不可能だと思っております。

10番～今先のお話しによりますと、5、6年に1回位しか定期的に調査されてないというお話しで、又今後は毎年は廻る事は、とうてい不可能と云う御答弁でございましたが、その間に新築そのものは、今までの許可がある建築においてはそのつど調査は出来ると思うのでございますが、この増築は、いわゆる届の届ない、その家の内容の変わった物に対しては、どのような措置を取られるか、この辺をどう云うような調査で行なわれるか、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

財政課長～建築確認の入る地域内につきましては、建築課に図面を添えての申請がございますので、建築課と連絡をして調査をしております。

3番～関連致しますので、御質問致します。現在この提案を見ますと、固定資産の評価員の選任になつておりますが、現在の課長さんの説明を聞きましたら、是非今年度でも一斉調査の必要があるんじゃないかと、こう思う訳であります。そう云う考えがあるかですね、その場合に結局おのずから補助員、固定評価の補助員と云う事が問題であるが、そう云任命

は何名位か、或は考へておられるか、知、課長さん御説明によりますと
相当これは、是非そう云う事をするに於いても、基本調査が必要だと云
うふうに、なつて行く訳でございますが、一斉調査はするに於いても、
我々はこの評価員の選任だけでは、どうも納得行きませんが、補助員
の任命を考へておるかどうかです、又その場合に何名位を予定されてお
るか、その点市長さんの御見解を聞う、

市長～一斉調査を行う場合には、どうしても補助員が入ると思ひます、従つて
補助員には労働会の職員の方がやつていただいた方が宜しいと思ひますが、去年からど
うしてもこれは、補助員になる事は適当でないと思ひましたので、若し今年準備が出来て一斉調査にかかるとなれば、いわゆる補助員
としての臨時の採用でもどうしても20名位程度の補助員がいるんじや
ないかと考へて居ります、しかし具体的にどう云う人を採用し、何名にす
ると云うことは一応課の方で案を作つてもらつてからこれを良く検討し
たいと思つて居ります、

3 番～今年更にやりたいとか、そう云うお考えは、まだ具体的に持つておられ
んと云うことですか、

市長～大体家庭女らは、標準方法もちやんと有りますが、今問題なのは、政府
から示された事はだいたいどこまで持つて行くと云う事は通知を受けて
居りますけれども、いわゆる査定方法、漏い査定方法はまだ、説明会が
ある様になつて居る様ですが、これが行われてのちに、その評価方法を
説明し、補助員を採用して説明して、そして調査にあたりたいと思つ
て居ります、

3 番～本年度調査をもうけられる予定があるかどうか、(是非もうけたい)

1 番～先程の補助員の中に毎年の実態調査を不可能だと思つておられた事
が、どう云う理由で不可能であるのか、その理由を呈する考へ
があるかどうか、それについて一応御見解を求めます、

財政課長～お答えします、毎年の一斉調査が不可能だと申し上げましたが、仕
事を實際にやつてみて、家屋の面におきましても、毎年の調査と云う事は
實際に不可能であると思つて居ります、それで、それだけ17年
において一斉調査をしましてそれだけの負担が出来れば、それから以
後毎年度の増徴策、新築、と云うもの、そこで課長を適じてある
いは、移転の事、滅つた事、その調査を毎年続けたいと思つ
て居ります、

1 番～もう一回御聞き致しますが、前、第3項の1項を見ますと、これは毎年
実態調査をしなければならぬと云う御答へになつて居ります、その法

は何名位か、或は考えておられるか、先、課長さん御説明によりますと相当これは、是非そう云う事をやるにおいても、基本調査が必要だと云うふうに、なつて行く訳でございますが、一斉調査はするにおいても、我々はこの評価員の選任だけでは、どうも納得行きませんが、補助員の任命を考えておるかどうかですね、又その場合に何名位を予定されておるか、その点市長さんの御見解を聞う。

市長～一斉調査を行う場合には、どうしても補助員が入ると思ひます、従来は補助員には中議会の議員の方がやつていただいたんですが、去年からどうしてもこれは、補助員になる事は適当でないという事もありましたので、若し今度準備が出来て一斉調査にかかるとなると、いわゆる補助員としての臨時の採用でもどうしても20名位程度の補助員がいるんじゃないかと思ひます。しかし具体的などう云う人を採用し、何名にするかという事は一応課の方で案を作つてもらつてからこれを良く検討したいと思つております。

3 番～今年度に行いたいとか、そう云うお考えは、まだ具体的にもつておられんと云うことですか。

市長～大体家屋ならば、標準方法もちやんと有りますが、今問題なのは、政府から示された率はだいたいどこまで持つて行くと云う事は通知を受けておりますけれども、いわゆる査定方法、漏れ査定方法はまだ、説明会がある様になつておる様ですが、これが行われてのちに、その評価方法を説明し、補助員を採用して説明して、そして調査にあたりたいと思つております。

3 番～本年度に調査をもうけられる予定があるかどうか、(是非もうけたい)

1 番～先程の御答弁の中に毎年の実態調査を不可能だと云うことでございましたけれど、どう云う理由で不可能であるのか、その理由を是正する考えがあるかどうか、それについて一応御見解を求めます。

財政課長～お答えします。毎年の一斉調査が不可能だと申し上げましたが、仕事を実際にやつてみて、家屋の面におきましても、毎年の調査と云う事は実際に不可能であると思つております。それで、それだけ1ヶ年において一斉調査をしましてそれだけの基礎が出来上がれば、それから以後毎年毎年の増改築、新築、こういうもの、その区長を通じてあるいは、移動の骨、変つた骨、その調査を毎年続けて行きたいと思つております。

1 番～もう一回お聞き致しますが、法、88条の1項を見ますと、これは毎年実地調査をしなければならぬと云う義務付になつております。その法

の解シヤクについて、課長はどう云う考えをお持ちですか。

財政課長～もう一回お願ひします。

1 番～法律第 33 条、これは義務規定で毎年一回調査をしなければならないと、しかし不可能だとすると、不可能を可能にする例に改めなければいかんと思ひますが、それは家屋だけはあまり変動はないんですがね、土地と云うものは、常に年々評価と云うのが返つて来る訳です。したがつて一斉評価しなければいかんと思ひますがね。

財政課長～土地におきましては、その地域におきましては、毎年相当の変動がある地域がございます。それで現在の所収土地に対しては、毎年でも可能だと、こう思ひますが、家屋は毎年一斉調査と云う事は、それだけ経済的にも、時間的にも無だでないかと、又毎年調査をしなくても、それだけの、まあ云えば正しい評価の方法が別にあるんじゃないかとこう思ひます。

1 番～今回の固定資産評価委員の選任の同意について、御要望申し上げますがこれは従でもちやんと規定されております。法でありますので、これをきつかけに、来年適正な評価をして、適正な財源を計る事に努力してもらいたいことを御要望申し上げます。

課長～質疑も大体つきまされた様でございますが、質疑を打切ることには御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

課長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることと致します。附論に入ります。

4 番～市員の所得財産を評価すると云う事は、重要な責任がともない、又その評価にあつては公正無私の立場で評価しなければいかんことは私が申し上げるまでもなく、従つて、本案に示めされております。北條屋光クワン社、市町村税法の第 4 条 2 項で云う所の、知識及び経験は充分論明してありますし、尚現在もその職務にたろさわつておると云う點でありましたし、そう云う意味から、本案件は適正なものと認め賛成したいと思つております。尚又先程も指摘がありました通り、当然、毎年一回実施に評価しなければならない、尚又今年度は特に、一斉調査をやると云う事がありますので、1ツ、フルに激励してもらつて、そしてその評価にあつては、万全を期していただきたいと云う御要望を申し上げます。

課長～外に御意見がない様でございますので、附論を打切りたいと思ひますが

の解シヤクについて、課長はどう云う考えを持つておりますか。

財政課長～もう一問お願いします。

- 1 番～法第 8 8 条、これは義務規定で毎年一圓調査をしなければならないと、しかし不可能だとすると、不可能を不可能にする様に改めなければいかんと思いますが、それは家屋だけはあまり変動はないんですがね、土地と云うものは、常に年々評価と云うのが違つて来る訳です。したがつて一斎評価しなければいかんと思いますがね。

財政課長～土地におきましては、その地域におきましては、毎年相当の変動がある地域がございます。それで現在の所は土地に対しては、毎年でも可能だと、こう思いますが、家屋は毎年一斎調査と云う事は、それだけ経済的にも、時間的にも無だでないかと、又毎年調査をしなくても、それだけの、まあ云えば正しい評価の方法が別にあるんじゃないかと思ひます。

- 1 番～今回の固定資産評価委員の選任の同意について、御要望申し上げますがこれは法でもちやんと規定されております。法でありますので、これをきつかけに、来年適正な評価をして、適正な財源を計る様に努力してもらいたいことを御要望申し上げます。

議 長～質疑も大体つきた様でございますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。討論に入ります。

- 4 番～市民の所有財産を評価すると云う事は、重要な責任がともない、又その評価にあつては公正無私の立場で評価しなければいけないことは私が申し上げるまでもなく、従つて、本案に示めされております、比類盛光クンは、市町村規法の第 8 4 条 2 項で云う所の、知識及び経験は勿論論有しておりますし、尚現在もその職務にたちさわつておると云う説明でありましたし、そう云う意味から、本案件は適正なものと認め賛成したいと思つております。尚又先程も指摘がありました通り、当然、毎年一圓実地に評価しなければならない、尚又今年度は特に、一斎調査もやると云う事でありますので、1ツ、フルに激励してもらつて、そしてその評価にあつては、万全を期していただきたいと云う御要望を申し上げます。

議 長～他に殿意見がない様でございますので、討論を打ち切りたいと思ひますが

市長 御異議ございませんか。

議員 なしと呼ぶ。

議長 御異議がないものと認め討論を打ち切ることに致します。

議長 へては、議案第37号国定資産評価委員の選任同意についてを賛決に付します。

議長 原案通り同意することに御異議ございませんか。

議員 全員異議なしと呼ぶ。

議長 御異議がないので、全会一致でもつて議案第37号国定資産評価委員の選任同意についてを、原案通り同意することに可決決定致します。

議長 次は目録順に従いまして、目録第2、議案第33号公有水面埋立に対する意見書等についてを議題と致します。審議をして議決せしめます。

議長 暫く休憩致します。(午前11時05分)

議長 再開致します。(午前11時06分)

議長 提案者の説明説明を求めます。

市長 案件に示めされております通り、主席の方から、石川真六氏の埋立の面についての説明がなされておりますので、この説明が10月25日と云う事になつております。それまでに、主席に、市としての意見を申し上げるに、こちらに示されている様な案件に付して意見を申し上げたいと云う思つて提案してあります。

議長 本議は質疑の段階で継続審議と致します。

議長 暫く休憩致します。(0時13分)

議長 再開致します。(0時14分)

議長 目録第3継続審議になつておりました議案第38号公有水面埋立の移管に伴う財産の取得についてを議題と致します。

議長 本議は質疑の段階で継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

5番 38号議案に対して、当局は撤回の意思がなければ原案に賛同を致したい

御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め討論を打切ること致します。

議長～では、議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを表決に付します。

議長～原案通り同意することに御異議ございませんか。

全員異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないので、全会一致でもつて議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを、原案通り同意することに可決決定致します。

議長～次は目録順に従いまして、目録第2、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。審議をして朗読せしめます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時05分)

議長～再開致します。(午前11時06分)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～案件に示めされております通り、主席の方から、石川真六氏の埋立の面についての諮問がなされておりますので、この諮問が10月25日と云う事になつております。それまでに、主席に、市としての意見を申し上げるに、こちらに示されている様な案件に付して意見を申し上げたいとこう思つて提案してあります。

議長～本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～暫く休憩致します。(0時13分)

議長～再開致します。(0時14分)

議長～目録第3継続審議になつておりました議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを議題と致します。

議長～本案は質疑の段階で継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

5番～38号議案に対して、当局は撤回の意志がなければ更に質問を致したい

べきだと安う判断において、提案されたと思ひます。しかし本案件に對しては、すでに専決処置に付されておひます。でありますからには、當然報告の形をとる承認の議案とすべきであります。私は本案件をながめておひますが、それに対してどういふふうな考へておひますか、更にもしそうであれば、つまり撤回して承認の手続を取られるかどうか、この2りの質において市長のお考を御説願おひます。

議 長～暫く休憩致します。(0時22分)

議 長～再開致します。(0時43分)

議 長～議案第3号給水顧客の移管に伴う財産の取得については、買収の段階において、経費審議と致します。

議 長～暫く休憩致します。(0時44分)

議 長～再開致します。(2時20分)

議 長～目録第4、陳情第8号比原川良橋の復旧架設方陳情についてを議題と致します。賛成をして朗読せしめます。処置方法についてお諮り致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後3時43分)

議 長～12番の箇所を調査する。

4 番～本陳情案件と同じ内容のものが再度陳情されておひます。陳情者においては、採決案問題として1日も早くこの問題を解決すべく不安から再度こう云つた様な陳情がなされておひます。そこで早急に解決せしめるために一応議案において、徹底的にこの問題を究明して1日も早く処置させるために経工委員会に付託して、答覆をさせたいと思つておひます。したがつて本案件を経工委員会に付託する旨の動議を提出致します。

賛成と呼ぶ

議 長～只今の4番議員の動議は所定の賛成者おひましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。動議の通り経工委員会に付託することに御異議ございせんか。

異議なしと呼ぶ。

べきだと云う判断において、提案されたいと思います。しかし本案件に対しては、すでに専決処分に付されております、でありますからには、当然報告の形をとる承認の議案とすべきでありまして、私は本案件をながめておりますが、それに対してどういふふうな考えでありますか、更にもしそうであれば、つまり撤回して承認の手続を取られるかどうか、この2つの面において市長のお考えを御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(0時22分)

議長～再開致します。(0時43分)

議長～議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得については、質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～暫く休憩致します。(0時44分)

議長～再開致します。(2時20分)

議長～目録第4、陳情第8号比屋川良福の復旧架設方陳情についてを議題と致します。審議をして朗読せしめます。処置方法についてお語り致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時26分)

議長～再開致します。(午後3時43分)

議長～12番の出席を報告する。

4番～本陳情案件は同じ内容のものが再度陳情されております。陳情者においては、深刻な問題として1日も早くこの問題を解決すべく不安から再度こう云つた様な陳情がなされていると考えております。そこで早急に解決せしめるために一応議会においても、徹底的にこの問題を究明して1日も早く処置させるために経工委員会に付託して、審議をさせたいと思っております。したがつて本案件を経工委員会に付託する旨の動議を提出致します。

賛成と呼ぶ

議長～只今の4番議員の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お語り致します。動議の通り経工委員会に付託することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

委員長がございませんので雇工委員会に付託することに決定致します。

議 長～前案の方法といたしましては議会中も審査すると云う方法で宜し(ウ)の
ございますか。

委員長なしと呼ぶ。

議 長～では左様決定致します。

議 長～それから審査の期間は次の議会までに報告してもらう様にして良いです
か。

委員長なしと呼ぶ。

議 長～置く休議致します。(午後4時52分)

議 長～再開致します。(午後4時53分)

議 長～審査の期間は次の定例会までに報告すると云うことに決定致します。

議 長～置く休議致します。(午後4時54分)

議 長～再開致します。(午後4時55分)

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを持って本日の会議を終る
ことに致します。前朝日は午前10時より再開致します。

議 長～散会 (午後4時56分)

御異議がございませんので経工委員会に付託することに決定致します。

議長～尚審査の方法といたしましては開会中も審査すると云う方法で宜しいと
ございますか。

異議なしと呼ぶ。

議長～では左様決定致します。

議長～それから審査の期間は次の議会までに報告してもらう様に良いです
か。

異議なしと呼ぶ。

議長～暫く休憩致します。(午後4時52分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

議長～審査の期間は次の定例会までに報告すると云うことに決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時54分)

議長～再開致します。(午後4時55分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを持って本日の会議を終る
ことに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議長～散会 (午後4時56分)